

## 第4次あきる野男女共同参画プランの計画期間の延長等について

## 1 あきる野市総合計画の計画期間の延長等

総合計画とは、地方自治体における行政運営の最上位計画であり、あきる野市においては、「あきる野市総合計画条例」に基づき、「総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画」と規定されています。

現行計画である「あきる野市総合計画」の計画期間は、平成13年度から令和2年度までの20年間であり、計画期間満了に伴い、令和3年度以降を計画期間とする「第二次あきる野市総合計画」の策定作業が進められていましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、同計画の計画期間を令和4年度以降に変更するとともに、現行計画の計画期間を1年間延長することとなりました。

## ○変更点

項目	変更後	変更前
現行のあきる野市総合計画		
計画期間	平成13年度～令和3年度 (2001年度～2021年度)	平成13年度～令和2年度 (2001年度～2020年度)
第二次あきる野市総合計画		
計画期間	令和4年度～令和13年度 (2022年度～2031年度)	令和3年度～令和12年度 (2021年度～2030年度)

※ 現行のあきる野市総合計画の計画期間の延長につきましては、あきる野市議会により議決をされました。

## 2 第4次あきる野男女共同参画プランの計画期間の延長等

1で示したとおり、総合計画は行政運営の最上位計画であり、「あきる野男女共同参画プラン」をはじめとする分野別計画は、施策の方向性などについて、あきる野市総合計画の影響を受けることとなります。このため、令和2年度中に策定予定であった「第5次あきる野男女共同参画プラン」につきましても、第二次あきる野市総合計画の計画期間の変更に合わせて計画期間を変更するとともに、現行の「第4次あきる野男女共同参画プラン」の計画期間を1年間延長し、第二次あきる野市総合計画の施策の方向性等を見定めながら、第5次あきる野男女共同参画プランの策定作業を進めることとしました。

## ○変更点

項目	変更後	変更前
第4次あきる野男女共同参画プラン		
計画期間	平成30年度～令和3年度 (2018年度～2021年度)	平成30年度～令和2年度 (2018年度～2020年度)
第5次あきる野男女共同参画プラン		
計画期間	令和4年度～ (2022年度～)	令和3年度～ (2021年度～)

※ 第5次あきる野男女共同参画プランの計画期間につきましては、男女共同参画推進市民会議委員の皆様のご意見を伺いながら、今後決定します。